



平戸市公告第 25 号

平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務に係る公募型プロポーザルの実施

平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務について、公募型プロポーザルにより受託者の選定を行うので、次のとおり広告する。

令和 6 年 5 月 21 日

平戸市長 黒田 成彦



1 業務概要

- (1) 業務名 平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務
- (2) 業務内容
令和 4 年に実施した「再生可能エネルギー設備導入可能性調査」に基づき、未利用となっている本市の地域森林資源（広葉樹）を活用した木質バイオマス熱電併給設備の実証事業に向け、環境影響調査及び熱電併給設備の実設計等を行う。詳細は、別紙 1「平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和 6 年 11 月 29 日まで
- (4) 提案上限額 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
※上限額であり契約予定額を示すものでない。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、告示日現在において、次に掲げる要件をすべてものとする。

- (1) 平戸市建設工事指名停止措置要領（平成 19 年平戸市告示第 104 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれかの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 木質バイオマスボイラ、木質バイオマス発電設備の FS 調査業務、設計施工監理業務及び稼働後の維持管理業務のいずれかの実績を有する者であること。
- (5) 国及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 平戸市暴力団排除条例（平成 24 年平戸市条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (7) 本業務を遂行するために必要となれる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (8) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (9) 九州管内に事業所等を有するか、若しくは同等の対応が可能な体制を組めること。
- (10) その他、法令に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

なお、申請者が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。
また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

3 参加申込書の提出期限

令和6年6月5日（水）午後5時必着（持参又は郵送）

4 企画提案書等の提出期限

令和6年6月19日（水）午後5時必着（持参又は郵送）

5 受託者選定方法

平戸市木質バイオマス熱電併給設備導入調査業務公募型プロポーザル実施要領のとおり行う。

6 実施要領及び仕様書等の交付方法

実施要領、仕様書及び各種様式等は、平戸市役所市民生活部市民課環境政策班にて交付するほか、平戸市ホームページにて公表するので適宜ダウンロードすること。

(<https://www.city.hirado.nagasaki.jp/kurashi/life/eco/kankyo/2024-0517-1555-97.html>)

7 問合せ先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所市民生活部市民課環境政策班

電話：Tel.0950-22-9126（直通） FAX：0950-22-4241

E-mail：kankyoseisaku@city.hirado.lg.jp